

○ 屋久島町入島税等検討会議から屋久島山岳部利用対策協議会に依頼する検討事項について

新たな入山協力金制度は、平成 28 年度に導入予定であり、周知期間の確保や町条例の手続きを勘案し、平成 27 年 8 月中旬までに次の事項について検討していただきたい。

- 1 屋久島山岳部保全募金を新たな入山協力金制度に移行することについて
- 2 既存協力金制度との一元化に向けた調整について
- 3 新たな入山協力金制度の詳細な検討について
  - (1) 具体的な用途について
  - (2) 金額の妥当性について
  - (3) 納入対象について
  - (4) 収納方法について
  - (5) 収納体制及び事務局体制について
  - (6) 今後のトイレなどの利用施設の維持管理のあり方等について
  - (7) 山岳部の安心安全のために必要な施設のあり方や活動内容の検討について
  - (8) 周知方法について
  - (9) その他

## 屋久島町入島税等検討会議で決定された入山協力金の基本的な考え

(平成 27 年 3 月 26 日 第 6 回屋久島町入島税等検討会議決定)

### 1 目的と用途

屋久島の山岳信仰の対象であり、世界自然遺産に登録されている奥岳の環境保全のため、トイレや登山道等の利用施設を維持管理するとともに、新たに、利用者の安心安全な自然体験の提供と普遍的価値を損なわない利用マナーの啓発に取り組むため「入山協力金」を導入する。

### 2 金額

基本額を 1,000 円～1,500 円とし、山中に宿泊を予定している者からは 2,000 円を求める。また、任意の金額も受け入れる。

### 3 名称

屋久島世界自然遺産地域入山協力金

### 4 対象者

山岳信仰の対象であり、屋久島の世界遺産地域に登録されている奥岳地域に入山しようとする者及びこの制度に賛同する者を対象とする。

### 5 収納方法

- ① 屋久島山岳部保全募金は、入山協力金に移行し、屋久島山岳部車両運行対策協議会で収納している縄文杉荒川線利用チケットとの収納の一元化を行う。
- ② 淀川登山口からの入山は、淀川登山口に業務員を配置して収納する。
- ③ 荒川登山口からの入山は、屋久島山岳部車両運行対策協議会で運営している登山バス料金に付帯し収納する。
- ④ 白谷雲水峡からの入山は、白谷雲水峡管理棟に業務員を配置して収納する。収納事務の一部は、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会に協力を求める。
- ⑤ その他の方法の納入も収納する。

### 6 その他

- ① 入山協力金を収納する根拠として屋久島町条例を制定する。
- ② 導入時期は平成 28 年度とする。
- ③ 公平でより効率的に事業を実施するため、入山協力金の収納体制、今後のトイレなどの利用施設の維持管理のあり方等の検討は、屋久島山岳部利用対策協議会に依頼する。
- ④ 安心安全のための施設のあり方や活動内容の検討は、屋久島山岳部利用対策協議会に依頼する。
- ⑤ 入島税の将来的な導入を視野に入れた研究を引き続き行う。